

## 議事の運営等について(案)

### 1. 検討会の傍聴

○本検討会に関する審議において、原則として当日の検討会の議事

は非公開とする。

○ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込

まれる等の場合には、事務局が座長と相談して、対応を決定する。

### 2. 議事録及び配布資料

○本検討会の議事録は、発言者の確認を得た上で、発言者を明示の

上、検討会の終了後速やかに公表する。

○配付資料の取扱いについては原則として公表する。ただし、資料

の内容を踏まえ非公開が適当と考えられる配布資料については、

事務局が座長(配布資料が事務局以外の者から提出されたもので

ある場合には座長及び資料提出者)と相談して、対応を決定する。